

国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せの一部を改正する規程

【改正理由】 本学の教員が、本学の学長又は理事に選出されたことに伴い退職した場合の当該学長又は理事が使用していた各学科等の定員・教授ポストの取り扱いについて、所要の規程改正を行うものである。

新 (略)	旧 (略)
<p>4 昇任人事規程第11条第2項但し書きの規定により過半数の賛成を得ながら昇任できなかった教授昇任候補者については、<u>次年度の4月1日までに次に掲げる事実のいずれかが発生した場合に、次年度の4月1日付けで教授への昇任を認める。</u></p> <p>ア <u>当該教授昇任候補者が所属する学科等において教授が退職（退職後再雇用される場合も含む）したとき</u></p> <p>イ <u>当該教授昇任候補者が所属する学科等から選出された学長又は理事（学長又は理事に選出されたときに教授であった場合に限る。）が63才に達したとき</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この申合せは、平成24年1月11日から施行する。</u></p>	<p>4 昇任人事規程第11条第2項但し書きの規定により過半数の賛成を得ながら昇任できなかった昇任候補者については、<u>昇任教授会の日から翌年の4月1日までの間にその者の所属する学科の定員に欠員が生じた場合に限り、昇任人事規程第2条から第11条までに定める手続きによらないで速やかに昇任させることができる。</u></p>